

○氷見市立博物館条例

昭和56年9月24日
条例第27号

(設置)

第1条 市民の教育、学術及び文化の発展に寄与するため、氷見市立博物館(以下「博物館」という。)を設置する。

(位置)

第2条 博物館の位置は、次のとおりとする。

氷見市本町4番9号

(事業)

第3条 博物館は、博物館法(昭和26年法律第285号。以下「法」という。)第3条第1項各号に掲げる事業を行う。

(職員)

第4条 博物館に、事務職員、技術職員その他の所要の職員を置く。

(入館料及び特別展示観覧料)

第5条 博物館に入館しようとする者から、[別表](#)に定める金額の入館料を徴収する。

2 [前項](#)の規定にかかわらず、博物館が特別の展示をした場合は、その展示資料を観覧しようとする者から、1,000円を超えない範囲内で市長が定める金額の特別展示観覧料を徴収することができる。

(入館料等の徴収方法)

第6条 入館料及び特別展示観覧料(以下「入館料等」という。)は、口頭又は掲示の方法により現金で徴収する。

2 入館料等は、前納とする。

(入館料等の減免)

第7条 市長は、特別の理由があると認めるときは、入館料等を減額し、又は免除することができる。

(入館料等の不還付)

第8条 既に徴収した入館料等は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(入館の拒否及び制限)

第9条 氷見市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、博物館に入館しようとする者が[次の各号](#)の一に該当すると認めるときは、入館を拒否することができる。

(1) 他の入館者に迷惑となる行為をするおそれがあるとき。

(2) 施設、設備、展示資料等を汚損し、又は損傷するおそれがあるとき。

2 教育委員会は、博物館の管理上必要があると認めるときは、入館を制限することができる。

(遵守事項等)

第10条 博物館に入館した者は、[次の各号](#)に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 他の入館者に迷惑となる行為をしないこと。

(2) 展示資料に触れないこと。

(3) 館内に展示資料を汚損し、又は損傷するおそれのある物品を持ち込まないこと。

(4) 指定された場所以外の場所で喫煙又は飲食をしないこと。

2 教育委員会は、博物館に入館した者が[前項](#)の規定に違反したとき、又は博物館の管理上必要な指示に従わないときは、その者に退館を命ずることができる。

(損害賠償)

第11条 博物館に入館した者は、博物館の施設、設備、展示資料等に損害を生ぜしめた場合は、教育委員会が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、教育委員会がやむを得ない事由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(博物館協議会)

第12条 法第23条第1項の規定に基づき、博物館に、氷見市立博物館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(組織等)

第13条 協議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから、教育委員会が任命する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第14条 協議会に、会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員が互選する。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(教育委員会規則への委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、昭和56年10月1日から施行する。ただし、[第5条](#)から[第11条](#)までの規定は、教育委員会規則で定める日から施行する。

(昭和57年教委規則第5号で第9条から第11条までの規定は昭和57年4月1日から、第5条から第8条までの規定は同年8月1日から施行)

附 則(昭和58年3月条例第11号)

この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則(平成14年3月条例第12号)

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月条例第17号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第3条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(令和5年3月条例第12号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

別表(第5条関係)

区分	入館料(1人1回につき)	
	個人	30人以上の団体
児童及び生徒	50円	30円
一般	100円	60円

備考

- 1 児童及び生徒とは、小学校の児童及び中学校の生徒をいう。ただし、市の区域内に存する学校に在学する者を除く。
- 2 一般とは、学齢に達しない者、小学校の児童及び中学校の生徒以外の者をいう。

1 令和6年度博物館入館者・事業参加者・資料利用者状況

10,277 名

■ 常設展入館者 3,433 名

(令和7年3月31日現在)

区分 月	有 料					無 料							人数 合計	開館 日数
	個人		団体・割引		小計	教育課程			市内 小中生	視察・取材・見学		小計		
	大人	小人	大人	小人		件数	引率 者数	児童 生徒数		件数	人数			
4	79	1	53	4	137				9	7	37	46	183	25
5	88	1	55	0	144				15	8	42	57	201	27
6	99	1	24	1	125	2	5	37	5	8	29	76	201	26
7	90	3	53	7	153				19	9	125	144	297	26
8	168	22	75	6	271				48	28	160	208	479	27
9	150	65	102	0	317	4	8	113	12	11	24	157	474	25
10	197	17	41	4	259	4	9	81	15	7	47	152	411	27
11	138	1	59	1	199	2	4	40	7	7	69	120	319	26
12	87	1	43	1	132				4	5	19	23	155	23
1	84	1	89	49	223				5	4	27	32	255	23
2	119	7	25	0	151	1	2	12	7	5	20	41	192	24
3	122	9	93	4	228				3	12	35	38	266	26
計	1,421	129	712	77	2,339	13	28	283	149	111	634	1,094	3,433	305
前年同期	1,434	91	595	37	2,157	12	27	252	211	105	733	1,223	3,380	301
対比(%)	99.1	141.8	119.7	208.1	108.4	108.3	103.7	112.3	70.6	105.7	86.5	89.5	101.6	101.3

■ 特別展観覧者 3,699 名

(令和7年3月31日現在)

項目 展覧会名	大人(高校生以上)	小人(小・中学生)	観覧者 計	開催期間
交流展 海を渡る獅子舞 —高雄の「舞獅」文化—	856	412	1,268	R6.8.3～9.1
「氷見と樹の文化史」 —木工技術からみる氷見—	1,131	106	1,237	R6.10.18～11.10
「ひみはくコレクション」 —博物館が集めているもの—	1,121	73	1,194	R7.2.21～3.16

■ 博物館事業参加者・資料利用者 3,145 名

(令和7年3月31日現在)

区分 月	館内参加者			館外参加者・利用者								合計		
	講座・講演会・ 研修会	小計		氷見をあるく	氷見市文化財 センター	古墳館	出張回想法	貸出民具等 利用者	小計					
計	17	369	369	3	20	5	124	2,410	1	20	4	222	2,776	3,145

※「氷見をあるく」参加者は、常設展へも入館しているため内数とし、合計欄には算入していない。

4 博物館関連主要事業

(ア) 常設展

- (1) 常設展「原始概説」パネルを「縄文・弥生時代の氷見」に、「古代概説」パネルを「古墳時代・古代の氷見」に更新した。
- (2) 移築民家座敷の展示は、6回模様替えを実施した。
4～5月：春祭り（獅子舞宿）のしつらい／6～8月：夏のしつらい／9～10月：秋祭り（獅子舞宿）のしつらい／11月：ホンコハン（報恩講）のしつらい／12月～1月：冬のしつらい／2～3月：嫁取りのしつらい

(イ) 普及活動

- (1) 友好協定を結んでいる台湾の高雄市立歴史博物館との共同企画として、交流展「海を渡る獅子舞—高雄の「舞獅」文化—」を当館で開催した。
- (2) 学芸員の解説で市街地と博物館をめぐる行事、「むかしの氷見をあるく～氷見まちなか歴史探訪～」を、縄文・弥生・古墳時代編、室町・戦国時代編、江戸時代編の3回実施した。
- (3) とやま呉西圏連携事業「歴史文化の学び交流事業」の一環として、南砺市から派遣を受けた講師と合わせて、令和6年度氷見の歴史民俗講座を実施した。また、南砺市埋蔵文化財センターでの講座に、講師として職員を派遣した。
- (4) 市内中学1年生を対象にした「中学生ふるさと発見塾（文化振興課主催）」に協力し、史跡等の現地解説を行った。
- (5) 「1/2成人式（学校教育課主催）」で博物館を訪れた市内の小学4年生に、昔のくらしの解説を行った。
- (6) 博物館友の会主催で、月1回開催される「古文書をよむ会」に協力した。

(ウ) 調査研究活動

- (1) 平成30年度に寄贈を受けた「陸田文書」の整理作業等を引き続き実施した。

(エ) 文化財センター

- (1) 一般無料公開を5回実施し、見学者に随時学芸員が解説を行った。

(オ) その他

- (1) 令和6年能登半島地震に伴う文化財レスキューを引き続き実施した。

(カ) 交流展

- (1) 交流展「海を渡る獅子舞」—高雄の「舞獅」文化—
当館は令和2年に台湾の高雄市立歴史博物館と友好協定を締結した。ともに港町である氷見市と高雄市は、一方で獅子舞が盛んに行われるという共通点もある。そこで昨年度は高雄側で氷見の獅子舞と台湾の舞獅を紹介する展示を行った。これを受けて、今年度は氷見側で両方の獅子舞を紹介する展示を実施した。

本展では「高雄獅子」を中心に、獅子頭や衣装、道具や演舞の様子を紹介することで、互いの歴史や文化への理解を深め、友好を進める機会とした。

会 期：令和6年8月3日（土）から9月1日（日）まで

関連行事：8月3日（土）開幕式終了後、高雄市立歴史博物館の張曉旻主任による資料解説会を実施した。

（キ） 特別展

（1） 特別展「氷見と樹の文化史」―木工技術からみる氷見―

本特別展では、人びとのくらしと共にあった樹木と木工技術をテーマとし、出土木製品や民具などを通じて、人々と樹木の関わりについて紹介を行った。

会 期：令和6年10月18日（金）から11月10日（日）まで

関連行事：10月19日（土）、学芸員による資料解説会を開催した。

（2） 特別展「ひみはくコレクション」―博物館が集めているもの―

本特別展では、未公開資料の中から「歴史上貴重なもの」や「懐かしいもの」、あるいは「珍しいもの」など、代表的なものを30のコーナーに分けて出品し、地域の博物館がどのような資料を集めているのか紹介を行った。

会 期：令和7年2月21日（金）から3月16日（日）まで

関連行事：2月22日（土）、学芸員による資料解説会を開催した。

図書館との連携事業で、会期中閲覧室に特別展関連図書コーナーを設置した。

5 文化財関係主要事業

（ア）文化財保護環境整備事業

- （1） 上日寺に所在する市指定民俗文化財「馬十の句碑」の覆屋修繕を実施した。
- （2） 文化財レスキューで収集した資料等の燻蒸を実施した。
- （3） 12月3日付けで、旧坪岩崎鱒大敷網倉庫（中波地区）が、国登録有形文化財（建造物）に登録された。

（イ）埋蔵文化財発掘調査事業

- （1） J A氷見阿尾支所建設に伴う阿尾島田A遺跡試掘調査、災害公営住宅建設に伴う稲積三屋野遺跡試掘調査を実施した。
- （2） 令和3年度から継続して実施している阿尾島田B遺跡出土資料整理を実施した。
- （3） 令和2年度以降の試掘調査及び加納横穴群総合調査の成果について、調査報告書を刊行した。

（ウ）柳田布尾山古墳管理運営事業

- （1） 史跡公園の管理・運営、階段の補修等を実施した。

(エ) 文化財収蔵庫維持管理事業

- (1) 能登半島地震で休止していた文化財センター一般公開を9月から再開し、5回実施した。

(オ) 漁業関連文化財等保存活用事業

- (1) 登録有形民俗文化財「氷見及び周辺地域の漁撈用具」及び「富山県内の川舟・潟舟及び船大工用具」の整理作業を実施した。

(カ) 「論田・熊無の藤箕製作技術」保存対策事業

- (1) 後継者育成教室を開催するとともに、体験会を実施した。
(2) 普及啓発を図るためホームページを作成した。

(キ) 現年社会教育施設災害復旧事業（補助・能登半島地震関連）

- (1) 能登半島地震で被害を受けた文化財センター体育館天井筋交いの修繕作業等を7月に実施した。

(ク) 現年社会教育施設災害復旧事業（単独・能登半島地震関連）

- (1) 県指定史跡阿尾城跡内の万葉歌碑と園路擁壁の応急処置等を実施した。

(ケ) 富山県民謡民舞大会開催費補助

- (1) 富山県民謡民舞連盟が主催し、令和6年12月1日（日）に氷見市芸術文化館ホールで開催された「第73回富山県民謡民舞大会 ふるさと民謡民舞まつり」に補助金を交付した。